

構成員の皆さまへ

## ヤングケアラーに対する支援の充実に向けて

いま、ヤングケアラーと呼ばれる子ども・若者に対する支援課題がようやく衆目を集めています。

家庭の中で、両親や祖父母、きょうだい等の介護や世話などを行っている子ども・若者たちは「ヤングケアラー」と呼ばれ、直近の調査<sup>i</sup>では中学2年生のおよそ17人に1人、全日制の高校2年生のおよそ24人に1人が「世話をする家族がいる」と回答しています。

そのような実態を受け、厚生労働省と文部科学省は、本年3月に合同で「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、5月17日には具体的な支援策を盛り込んだプロジェクトチームの報告<sup>ii</sup>を取りまとめました。

報告には、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、今後取り組むべき施策として教育委員会の担当者だけでなく、医療機関のソーシャルワーカーやケアマネージャー、児童委員、そして子ども食堂のスタッフなど地域や民間機関・団体等も対象にした研修を行うこと、相談体制を強化するため、対面やSNSなどで相談に応じる事業や教育現場へのスクールソーシャルワーカー等の配置を支援することなどが盛り込まれています。

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー（PSW:Psychiatric Social Worker）の時代から「家族支援」を重視してきました。近年は、この支援を要する「家族」が子どもや若者に広がっていることを再認識し、子どもらしい暮らしができずに辛い思いを抱いているヤングケアラーの問題に取り組む必要があります。子ども・若者による介護や世話を必要とする親やきょうだいが、メンタルヘルス不調を抱えていることも少なくなく、また、ヤングケアラー自身も精神的な不調を訴え、私たちの目の前に現れることがあります。私たちが日々向き合っているクライアントの家庭には子どもや若者が存在し、彼らが家事や情緒的ケアを担うことで家庭として機能しているのではないかという視点を持つことが重要です。

子ども・若者を苦しめる「貧困」「DV」「虐待」「メンタルヘルス不調」などは精神保健福祉士が介入する切り口になります。ヤングケアラーを生み出す背景にある生活のしづらさに対して、的確なアセスメントを行う必要があります。私たちすべての精神保健福祉士には、子どもが子どもらしく育つ環境を保証し、子ども・若者が安心して健やかに成長するうえでの権利を守ることが求められています。家族を、子どもを孤立させ追い詰めることなく生活を支えていくために、今一度、ご自身のアンテナの感度を上げ、また、必要な制度施策への要望に関するご意見等をお寄せいただければと思います。ヤングケアラーに対する支援の充実に向けて、皆さまのご協力をよろしくお願いたします。

2021年5月24日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 田村綾子

<sup>i</sup> 「ヤングケアラーの実態に関する調査」令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767891.pdf>

<sup>ii</sup> ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

<https://www.mhlw.go.jp/content/000780549.pdf>